

生乳流通効率化支援リース事業の留意事項

平成23年5月11日環機356号 一部改正

平成23年11月16日環機第775号 一部改正

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」といいます。）の生乳流通効率化支援リース事業を実施するために留意すべき事項について説明します。

第1 対象施設等について

- 1 この事業の貸付対象施設等は、集送乳の合理化等を目的とした施設の整備・強化等のために必要な施設等を対象としております。
- 2 貸付対象施設等は、リース期間中を通して、正常に稼働するものに限られ、実証展示的なものや稼働実績のないものは貸付けの対象となりません。

第2 貸付対象施設等の内容について

- 1 具体的な貸付対象施設等の機械・装置は、実施要領別表3「種別貸付対象施設等及び貸付期間」の貸付対象施設等の欄に示すものになります。
- 2 本表に記載されていないものを希望する場合は、別途、機構担当者にご相談ください。機構は、第1の条件を満たしている施設等であれば、この事業の対象施設等として貸付することができます。

第3 貸付けの相手方について

- 1 貸付けの相手方の範囲については、実施要領第1の2の（3）のイによります。
貸付けの相手方は、直接リースの場合と間接リースの再貸付けする場合で、それぞれ規定しておりますので、留意してください。
- 2 再貸付け（間接リース方式）する場合は、農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては、その農業協同組合又は農業協同組合連合会が集送乳等契約を締結している中小法人に対し、理事長が認めた者に限り再貸付することができます。

第4 貸付期間について

- 1 貸付施設等の貸付期間は、実施要領別表2「種別貸付対象施設等及び貸付期間」によります。
- 2 貸付申請者が、貸付期間の短縮又は延長を希望する場合は、貸付申請時に貸付申請書（実施要領様式2号）の「貸付期間の短縮又は延長」欄に記入してください。
- 3 短縮する場合は、貸付期間（法定耐用年数）が、10年未満の貸付施設等については100分の70（端数切捨て）まで、貸付期間が10年以上の貸付施設等の場合については、100分の60（端数切捨て）までの期間とすることができます。
- 4 延長する場合は、貸付期間の年数にかかわらず、100分の120（端数切上げ）までの期間とすることができます。ただし、延長可能年数は20年を限度とします。

- 5 貸付期間の異なる貸付施設等（動産総合保険の対象施設に限ります。）を複数種類希望し、それらの貸付期間を統一したい場合は、貸付申請時に申請することにより、それぞれの貸付施設等の貸付期間を加重平均し、統一した貸付期間にすることができます。

第5 貸付料について

- 1 貸付料の支払方法については、年に1回または年に4回（3ヵ月毎）支払う方法があります。

なお、支払方法は、貸付期間中に変更することはできません。

- 2 貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び
地方消費税（以下「消費税」という。）相当額

基本貸付料の年額＝（貸付施設等の取得価額－譲渡価額）÷貸付期間

取得価額＝購入価額－補助金額

（取得価額は千円単位とし、千円未満の端数は切り上げる。）

購入価額＝支払対価の額－消費税額（購入価額は千円単位とします。）

譲渡価額＝取得価額×10%

- 3 附加貸付料の年額＝〔貸付施設等の取得価額－（譲渡価額＋前年度までに納入した基本貸付料の額）〕×機構理事長が定めた料率（基準料率）

- 4 消費税相当額＝基本貸付料の年額×5%

なお、譲渡時にも、譲渡価額の5%が消費税になります。

- 5 初回の貸付料について

借受者の負担軽減のため、基本貸付料等の年額の1/3（年1回支払いの場合）になっています。

- 6 貸付料の年4回の支払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書（実施要領様式2号）の貸付料の納入方法欄の口に✓印を記入し選択してください。

間接方式の契約で年4回支払いの場合、借受団体は年4回支払いとすることについて、借受者と事前に調整をしてください。

なお、年4回払いの貸付料等の納入開始は、貸付開始の月から2ヵ月後に始まりますのでご注意願います。（年1回払いの場合は、3ヵ月後です。）

- 7 基準料率等

（1）附加貸付料の算定に当たっては、貸付契約締結時に理事長が決定する基準料率が貸付期間中適用されます。

（2）基準料率は、貸付申請者が次の要件を満たしているときは、軽減することができます。

貸付申請者の機構リースの利用実績が、過去3年度の合計で9000万円以上あるとき。

単年度だけで9000万円利用している場合についても適用されます。

第6 貸付施設等の譲渡について

- 1 貸付期間を満了したときは、譲渡代金（譲渡価額＋消費税額）の納入をもって借受者等に貸付施設等が譲渡されます。

- 2 車両の譲渡については、当機構から借受者への所有権移転手続きが必要となりますので、

譲渡後、速やかに手続きを必ず行うよう、指導願います。

第7 貸付施設等のうち車両登録及び自動車税について

- 1 ミルクタンクローリーや冷蔵機能付輸送車などの車両については、車両登録を行いますが、登録をする際の必要な書面（新規検査登録に係る機構の委任状、機構理事長の印鑑証明等）は、貸付契約締結後に販売業者あて送付しますので、所有者は財団法人畜産環境整備機構、使用者は貸付申請者として、登録してください。
- 2 車両登録をする際の必要な書面（新規検査登録に係る機構の委任状、機構理事長の印鑑証明等）は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は財団法人畜産環境機構、使用者は貸付申請者として、登録してください。
- 3 自動車税、登録費用等は、リース対象経費として認められていないので、貸付申請時の見積書には、この事項は記載しないでください。
- 4 自動車税については、借受者が納入することとなっていますので、できるだけ、所管する自動車税事務所から、所定の納税管理人を指定する申告書入手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で、機構に提出し、納税者が機構から借受者になるよう手続きをお願いします。

第8 損害保険の取扱いについて

- 1 生乳流通効率化支援リース事業では、他の畜産高度化支援リース事業各リース事業の場合と異なり、機構が一括して「動産総合保険」（損害保険）に加入する貸付施設等はありません。貸付施設等別に下記のとおり、借受者自らが保険に加入していただきます。
 - (1) 貯乳冷却施設、滅菌貯乳施設、ソフトタンク洗浄設備については損害保険、機械保険の何れか又は両方
 - (2) ミルクタンクローリー及びミルクタンクトレーラー等道路運送車両法により登録すべき車両については車両保険
 - (3) ミルクタンクコンテナについては動産総合保険
- 2 保険の対象となる貸付施設等は、機構を保険金受取人として、保険契約期間は、貸付期間と同一か、又は貸付期間中これを更新し継続する契約をしてください。

第9 貸付けの申請について

1 貸付対象施設等の選定

(1) 貸付対象施設等の選定に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 申請者が貸付対象施設等を選定する際は、3者見積合わせを行うなど価格競争原理を導入するなどして、価格を低くするよう努力した上で、機種選定してください。
- ② 貸付申請者は、見積合わせに際して、自らが希望する機械装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて十分検討し、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。また、貸付申請者は、検討の結果を踏まえ見積合わせの条件を設定し、販売業者等に条件を提示の上、見積合わせを実施してください。

なお、見積書の内容等については、「販売業者等との売買契約手続き等について（詳細版）」を参考にしてください。

(2) 貸付対象施設等機種等の選定及び書類整備等

見積合せの対象となる販売業者等の選定に当たって、原則として、予め貸付対象施設等の銘柄又は販売業者等を特定した見積り合わせを行わないでください。また、見積合せの都度、それぞれを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

2 貸付申請

(1) 間接リース方式による貸付申請

① 借受団体（転貸借受団体を含む。以下同じ。）が行う審査

借受団体は、貸付申請者からの申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件（実施要領第1の2の（3）のア（貸付対象施設等の範囲）及びイ、ウ（借受者の範囲等））を審査してください。また、貸付申請者が「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」（平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。）記の1の（2）から（6）に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

なお、貸付申請者の長期借入金等の売上高に対応する割合が5割を超える場合は、「円滑な実施の確保について」の別紙2「長期借入金等負債の償還計画」（様式3）が重要な判断材料となりますので、正確に記入するよう指導してください。

参考：「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保に

について」記の1の（2）から（6）の内容

- (2) 直近の決算において、長期借入金、繰越又は累積欠損額等の状況から貸付料等の返済に支障を来すと判断される場合
- (3) 現在、当機構のリース料等を滞納しているか又は過去に保証保険の適用を受けなかったことがある場合
- (4) 当機構の補助付きリース事業において、機構が調査する「消費税納税についての調査票」に回答がない場合、又は、機構が請求する補助金に係る消費税等相当額の保留金を返還していない場合
- (5) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな場合
- (6) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される場合

なお、（2）については、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」により判断する。

② 借受団体からの機構への申請

(1) で申請者の要件に問題点がなかった場合、3の貸付申請書の添付書類を点検の上、実施要領別紙様式の2「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書（生乳リース）」を作成し、全国団体を除き、都道府県畜産主務課経由で提出してください。

この場合、申請金額が500万円（税込）以上の場合は都道府県の意見書が必要になります。

500万円未満の場合は、都道府県の意見書は必要ありません。

なお、申請書の提出を受けた都道府県にあつては、様式4を参考に、貸付申請に対する意見書等を作成してください。

また、全国団体にあつては、直接機構に送付してください。

(2) 直接リース方式による貸付申請

直接リース方式による貸付申請をする場合については、借受団体を経由する必要がないため、貸付申請者は、申請書（実施要領別紙様式の1（直接リース））を貸付施設等を設置する予定の場所の都道府県畜産主務課経由で提出してください。

この場合の上記(1)の①の審査等については、機構が行います。

3 貸付申請書の添付書類

貸付申請書に添付する書類は、以下のものとなります。

- ① 畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表（生乳リース）（様式1）（借受団体が作成）

※直接リース方式による申請の場合は不要

- ② 貸付希望施設等の見積書（貸付申請者）
- ③ 貸付希望施設等のカタログ等（図面等の場合は、原本証明が必要）（貸付申請者）
- ④ 履歴事項全部証明書（法務局で取得、貸付申請者が法人の場合のみ）（貸付申請者）

4 貸付申請に追加で必要となる場合

- (1) 貸付申請者に繰越欠損金がある場合は、直近3年間の決算書（貸借対照表、損益計益算書、それらの説明資料を含む。）

- (2) 「円滑な実施の確保について」に基づく必要な書類

- ① 「円滑な実施の確保について」記の1の(2)の内容による書類
長期借入金等負債の償還計画（様式3）
- ② 貸付申請額が、3千万円から1億円未満の場合
貸付希望施設等導入後の経営状況報告書（様式4）
- ③ 貸付申請額が、1億円以上の場合
貸付希望施設等導入後の経営状況報告書（様式4及び5）

- (3) 当該貸付施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書（様式6）

- (4) その他の提出書類等

申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

第10 機構が行う貸付申請の審査等

機構は審査に当たって、貸付申請額や申請者の経営状況等を勘案し、必要に応じて、事前に現地調査等を行うことやその他の措置を求める場合があります。

第11 貸付けの決定と契約の締結等について

- 1 貸付契約及び売買契約の締結は、同一日とします。
- 2 機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書等及び売買契約書等の文書を借受者又は借受団体及び販売業者等に送付します。
- 3 検収が終了して、所有権が機構に移転するまでの倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険

については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体及び販売業者等との間において解決していただきます。

第12 貸付対象施設等の検収について

- 1 貸付対象施設等の検収は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」及び販売業者に通知した「販売業者等の売買事務について」に基づき実施してください。
- 2 同一貸付契約の貸付施設等の検収は、原則として同一日で行ってください。
- 3 貸付施設等のうち、ミルクタンクローリーや冷蔵機能付輸送車など車両の検収については、車両登録日を検収日としてください。この場合、現地検収は、なるべく車両登録日に速やかに実施するようにしてください。
- 4 車両については、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」（「畜産環境整備機構損害保険要領」（平成20年9月29日20環機第838号制定）別紙様式第1号）により確認してください。
- 5 検収は、設置場所で行ってください。

第13 貸付契約の変更及び解約

- 1 間接リース方式の場合、借受団体は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更、改造及び借受者の変更等の契約事項の変更を行いたい旨の相談等を受けた場合は、できるだけ速やかに機構が別に定めている様式に従い変更承認依頼文書等を作成し、機構に送付するようにしてください。
- 2 一般的にリース契約は、リース期間中の解約はできません。機構のリース契約についても同様ですが、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が事由をやむを得ないと認めるときは、機構の条件（精算額、精算額納入期限等）を了承の上、解約することができます。

生乳流通効率化支援リース事業貸付申請に添付する書面の様式例等一覧

様式 番号	生乳流通効率化支援リース事業の留意事項に基づく様式例
1	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表（生乳リース）
2	畜産高度化支援リース事業（生乳リース事業）の貸付申請について （副申、申請金額500万円以上）
3	長期借入金等負債の償還計画（「円滑な実施の確保について」別紙2）
4	経営状況報告書（「円滑な実施の確保について」別紙3）
5	事業計画書（「円滑な実施の確保について」別紙4）
6	必要な法的手段に関する調書

様式1

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(生乳リース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏 名

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名	
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。	適 ・ 否
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。	適 ・ 否
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(2)から(6)に該当しないこと。	該当せず ・ 該当する
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。	○ ・ ×
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)	
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。	○ ・ ×
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。	○ ・ ×
	・ 営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。	○ ・ ×
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類		確認 ・ 未確認
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書	適 ・ 否
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書 (連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)	適 ・ 否

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式2（申請金額が500万円以上）

第 〇〇〇〇 号
平成〇年〇月〇日

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

〇〇県〇〇部〇〇課長 印

畜産高度化支援リース事業(生乳流通効率化支援リース事業)の貸付申請について(副申)

このことについて、〇〇〇〇〇から別添のとおり貸付申請書の提出があったので、下記意見を添えて送付します。

記

1. 借受団体又は受託団体
2. 貸付申請者
3. 貸付希望施設等

・貸付申請者は、畜産高度化支援リース事業実施要領第1の2の(3)のイの借受者の範囲等の要件を満たしている。

・貸付希望施設等は、同実施要領第1の2の(3)のアの貸付施設等の範囲を満たしており、集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を図るために必要な施設である。

・貸付希望施設等及びその機械・能力等は、当該経営の規模から妥当である。

以上のことから、当該貸付申請については、妥当であると認められる。

様式3

長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名:

2 借受者名:

(単位:千円)

借入先	○年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還				
						○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
長期借入金等					～					
					～					
					～					
					～					
	長期借入金等の計①	0				0	0	0	0	0
	繰越欠損額②									
当機構の既貸付の貸付残高③										
上記リース債権の残額④						0	0	0	0	0
小計⑤=①+②+③	0					0	0	0	0	0
今回貸付申請額⑥										
上記リース債権の残高⑦						0	0	0	0	0
債務の合計⑧=⑤+⑥	0					0	0	0	0	0
上記債務の償還財源	繰越利益剰余金									
	現金・預金									
	減価償却費									
	計	0					0	0	0	0

※ 1 長期借入金は、金融機関等から借入期間が1年以上の借入額とする。
 2 平成23年度以降の減価償却費は、今回貸付を受けた貸付施設等の減価償却費を含めること。
 3 負債等の返済資金がある場合は記入のこと。
 4 償還年度に係る当期利益は、直近3年間の実績の平均を用いること。
 5 利率については、変動利率の場合直近の利率を記入のこと。

経営状況報告書

氏名(法人名)
 (法人の代表者氏名)
 住所
 電話番号
 (法人の担当者所属氏名)

1 経営概要

(1)事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2)法人の資本金(出資金)等

資本金の額 (千円)	資本構成内訳		備考
	株主名等	金額(千円)	

(3)従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人
 イ 雇用従業員 人
 ウ 計(ア+イ) 人

2 経営成績(最近過去3年の実績)

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			
借入金残高 (1)短期借入金 (2)長期借入金			

注1)主要項目についてはコメントしてください。

2)法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

3)上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が收受したことが判る申告書)を添付してください。

4)繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。

5)「販売額」は、業種により「〇〇収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			

4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画

(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)

5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

事業計画書

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)

1. 損益状況表

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高					
	その他収益					
	小計①					
費用の部						
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	減価償却費					
	その他費用					
	小計②					
当期損(▲)益 ③(①±②)						

前期繰越損(▲) 益④						
当期損(▲)益⑤						
次期繰越損(▲) 益 ⑥(④±⑤)						

※1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。

※2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。

※3 ③と⑤の「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。

※4 表中の▲は、損失額を指す。

2. 中期資金計画

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金①	千円	千円	千円	千円	千円	千円
収入の部	売上金					
	エラー!					
	借入金受入(イ)					
	小計②					
支出の部	人件費					
	管理費					
	リース料					
	借入金返済(ウ)					
	その他支出					
	小計③					
次期繰越金④(①+②-③)						

借入金残高

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期末借入金残高(ア+イ-ウ)						

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。

貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1 建築確認

- (1) 貸付対象施設の構造（木造又はそれ以外）
- (2) 貸付対象施設の面積
- (3) 設置場所に係る地域指定等（都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること）
- (4) 建築確認の必要性（必要又は不要）

2 農地転用

- (1) 設置場所の現況地目
- (2) 農地転用許可の必要性（必要又は不要）

3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。